

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険 ご加入の皆様へ

### マイナ保険証への移行（保険証の新規発行終了）について

**お手元の保険証は有効期限まで引き続き使用できます**

現在お手元にある保険証は、令和6年12月2日以降も、最長で令和7年7月31日の有効期限まで引き続き使用できます。

※令和7年7月31日までに70歳または75歳になる方など、一部の方は有効期限が異なります。保険証の有効期限をご確認ください。

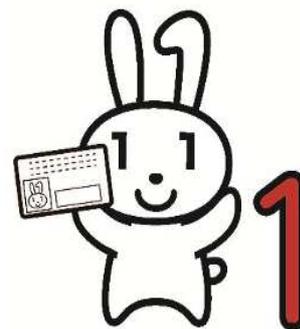
**令和6年12月2日以降、保険証の新規発行・再発行はできません**

令和6年12月2日以降はマイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することから、現行の保険証は新規発行・再発行ともにできなくなります。

**令和6年12月2日以降に保険証の有効期限が切れた場合**

#### マイナ保険証の登録をしている方

医療機関等の受診時は、マイナ保険証での受診が基本となります。なお、マイナ保険証の登録をしている人には自身の被保険者資格などを把握できるよう「資格情報のお知らせ」を発行します。



#### マイナ保険証の登録をしていない方

マイナ保険証の登録をしていない方には、保険証の有効期限までに、従来の保険証に代わる「資格確認書」を発行します。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

**マイナ保険証を利用するには**

## マイナンバーカードを持っていない方

マイナンバーカードの申請が必要です。申請方法については下記のホームページをご確認ください。

「マイナンバーカードの申請（土岐市ホームページ番号：1006411）」

## マイナンバーカードは持っているが、保険証の利用登録をしていない方

医療機関・薬局での受付時、その場で簡単に登録できます。そのほか、市役所窓口やマイナポータル（対応のスマートフォン、パソコン等をお持ちの方のみ）、セブン銀行ATMでも登録できます。詳しくは下記のホームページをご確認ください。

「マイナンバーカードの健康保険証利用方法（厚生労働省ホームページ）」

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_40391.html



## **申請により資格確認書を発行します**

マイナ保険証の登録をしている方で以下に該当する方には、申請により資格確認書を発行します。

- ・マイナンバーカードを紛失又は更新のため、有効なマイナンバーカードがお手元にない方
- ・第三者（介助者など）が同行して資格確認を補助する必要がある方
- ・新規加入などマイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方等

お問い合わせ：土岐市役所 保険年金課

国民健康保険担当           ：0572-54-1347

後期高齢者医療保険担当：0572-54-1348